



更なる高齢者虐待の未然の防止 早期発見・適切な対応へとつなげるために

川越市高齢者虐待対応マニュアル

《概要版》



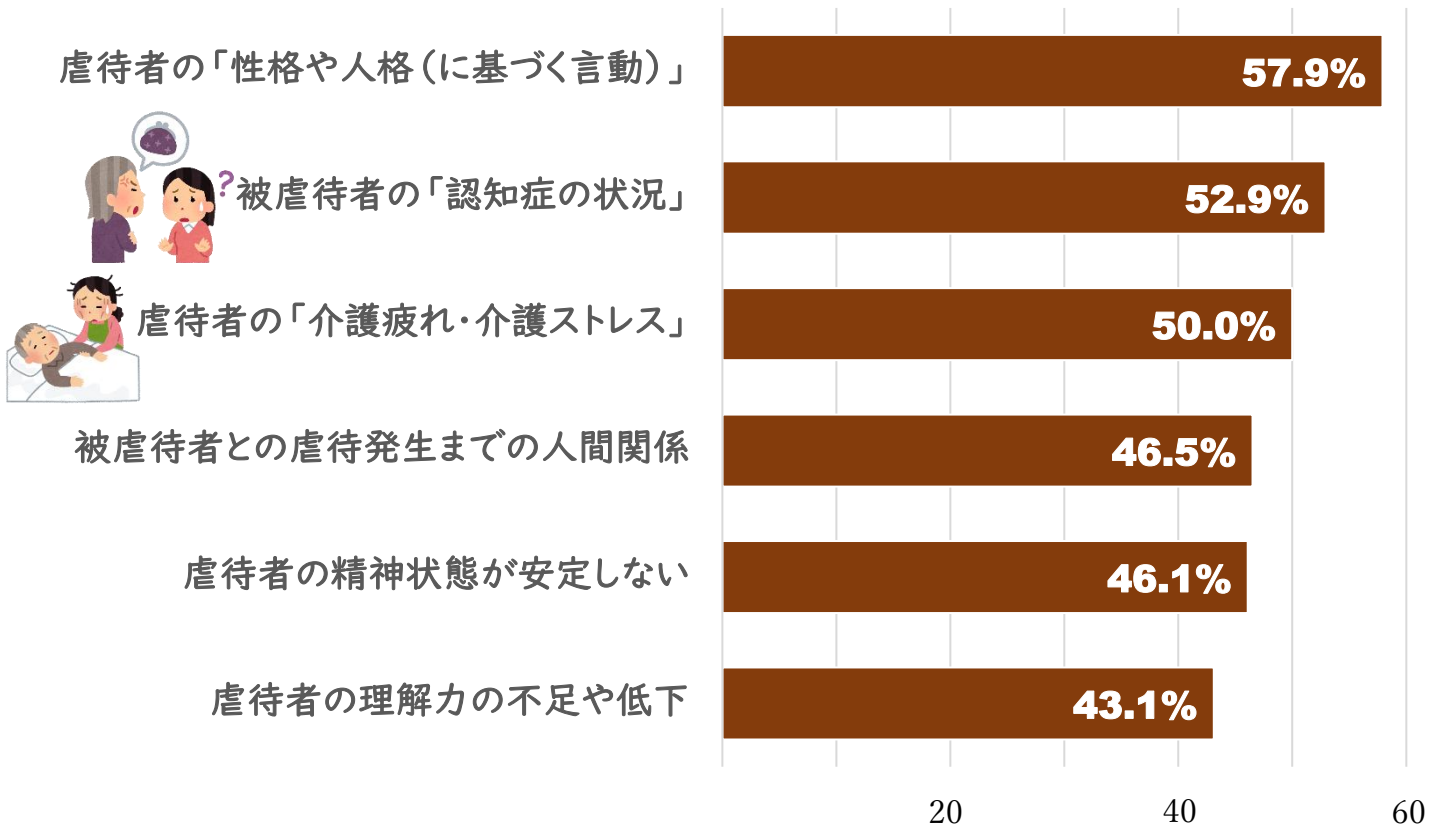
高齢者虐待の背景と要因

高齢者虐待は、「身体的」「精神的」「社会的」「経済的」要因が複雑に絡み合っ起こります。以下のグラフのような「虐待の発生要因」は、高齢者や介護者・家族の生活状況や虐待のリスクを見極めるための重要な指標となります。

もちろん、多くのリスク要因がある家庭で直ちに高齢者虐待が起こるわけではありませんが、高齢者や介護者・家族の「心身の状況」や「生活状況」を適切に見極めながら支援・見守りを行うことが重要です。

《虐待の背景》

虐待の発生要因（複数回答/全体に占める割合）



高齢者虐待防止に向けた基本視点

高齢者虐待防止対策の目標は、高齢者を「虐待」という権利侵害から守り、住み慣れた地域で安心して生活できるように支援することです。

(1) 発生予防から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの継続的な支援

高齢者虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者が、安定した生活を送れるようになるまで、権利擁護を理念とする切れ目のない支援が必要です。



(2) 高齢者自身の意思の尊重

高齢者が安心して自由な意思表示ができるような支援を行い、高齢者が望んでいることを最大限に尊重できるようにすることが大切です。

(3) 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

高齢者虐待は、虐待を未然に防止することが最も重要な課題です。

そのためには、家庭内における「認知症等への正しい理解」「介護サービスなどの利用による介護者・家族の負担軽減」「地域の方や関係者による働きかけ」など、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取組が重要です。

(4) 虐待の早期発見・早期対応

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や介護者・家族に支援を行うことが重要です。

「自宅や介護施設などから怒鳴り声がきこえる」「服がよごれている」「お風呂に入っている様子がない」などの情報が早期発見・早期対応につながります。



(5) 高齢者とともに介護者・家族を支援する

介護者・家族への支援は、「虐待の未然防止」「虐待の解消」へつながる対応です。虐待している介護者・家族は、「介護疲れ」や「何らかの支援を必要としている場合」も少なくありません。

その家庭が抱えている問題(経済的な問題、障害・病気など)を理解し、高齢者や介護者・家族に対する支援を行うことが必要です。



(6) 関係機関の連携・協力によるチーム対応

高齢者虐待は、家庭内での「長年の経緯による人間関係や介護疲れ」「経済的な問題」などの要因が影響し発生しています。そのため、複数の関係者(高齢者福祉、障害者福祉、医療、生活保護など)が連携しながら支援できる体制づくりを行い、チームとして対応します。

1 身体的虐待

○暴力行為で、痛みを与えたり身体にあざや外傷を与える行為

○外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為 など



具体例

- 平手打ちをする
- つねる
- 殴る
- 蹴る
- やけど・打撲させる
- 刃物や器物で外傷を与える
- 無理やり食事を口に入れる
- 移動時に無理に引きずる
- ベットに縛り付ける
- 外から鍵を閉めて閉じ込める など

2 心理的虐待

○脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること

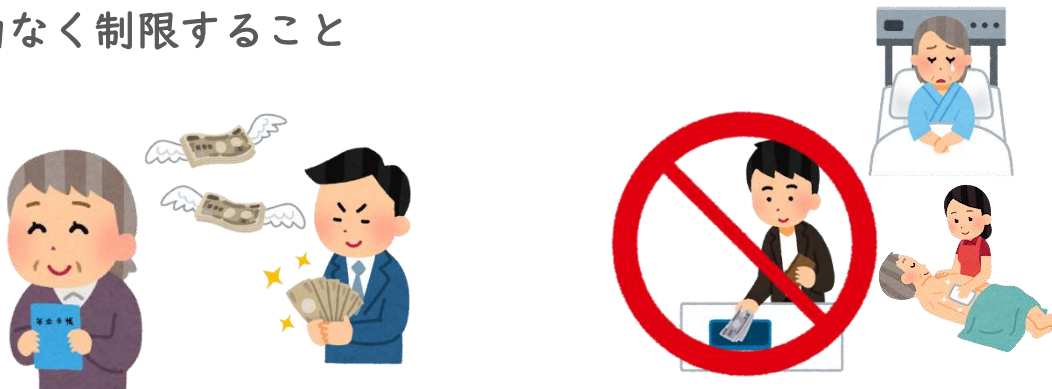


具体例

- 怒鳴る
- ののしる
- 悪口を言う
- 侮辱を込めて子どものように扱う
- 本人の尊厳を無視してトイレにいけるのにオムツをあてる
- 台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する など

3 経済的虐待

○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること



具体例

- 日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない
- 年金や預貯金を無断で使用する
- 本人の自宅等を本人に無断で売却する
- 入院や受診、介護サービスに必要な費用を支払わない
- な

4 性的虐待

○本人との合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要をすること

具体例

- 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- 人前で排泄行為をさせる・オムツ交換する
- キス、性器への接触
- セックスを強要する
- など

5 介護・世話の放棄・放任

○専門的診断や治療、ケアが必要にも関わらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、相応の理由がなく制限したり、使わせないなどにより、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること など



具体例

- 入浴しておらず異臭がする
- 髪や爪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている
- 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間に渡っていたり、脱水症状や栄養失調状態にある
- 室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる
- 高齢者が必要とする医療・介護サービスを相応な理由なく制限したり使わせない など

自己放任（セルフ・ネグレクト）

○認知症や精神障害などのために、生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かせる状態に陥ること



具体例

- 家の前や室内にごみが散乱した中で住んでいる
- 極端に汚れた衣類を着用したり、失禁があっても放置したりしている
- 重症のけがを負っている。治療が必要な病気であるにもかかわらず受診・治療を拒否する など

発見

高齢者虐待は、身近に起こり得る問題です。虐待を予防・防止するには高齢者、介護者・家族の周囲の人の気づきが大切です。相談・通報は、「あれ」「おや」と感じた段階で構いません。以下のチェックリストに1つでも該当する場合は、裏面の「高齢者虐待に関する相談・通報窓口」にご連絡ください。

高齢者虐待発見チェックリスト

高齢者の様子から

- 身体にあざや傷などがみられる
- 身体の異臭、汚れた衣類
- やせが目立つ、急な体重減少
- 「怖い」「怒られる」「殴られる」などの発言がある
- 外出先から自宅に帰りたがらない
- 「お金をとられた」「生活が苦しい」などの発言がある
- あざや傷の説明がつじつまが合わない、会話を拒否される

介護者・家族の様子から

- 介護疲れや病気など、辛い様子が伺える
- 高齢者を訪ねると嫌がったり、会わせない
- 高齢者に対して、冷淡な態度や無関心さがみられる
- 医療や介護が必要と思われる高齢者に、受診や介護サービスの利用をさせていない
- 医療費、介護サービスの利用料が突然支払えなくなる

地域の様子から

- 家の中から怒鳴り声や泣き声が聞こえる
- 郵便物や新聞がポストにたまっている
- 庭や家屋が荒れている。ゴミが大量に放置されている
- 最近、姿を見かけなくなった

困ったとき・発見した時の連絡先

○高齢者虐待に関する相談・通報窓口

機 関 名	☎ 電 話 ☎ ファックス	所 在 地
川越市福祉相談センター	☎ 049-293-4220 ☎ 049-293-4227	川越市脇田本町 8-1 U_PLACE 3 階
川越市地域包括支援センターきた	☎ 049-299-6760 ☎ 049-229-5855	川越市石原町 1-27-7 担当地域：第 1 支会、第 2 支会 第 4 支会、山田
// 中央ひがし	☎ 049-227-7878 ☎ 049-227-6106	川越市仙波町 3-16-13 B02 担当地域：第 5 支会、第 6 支会 第 7 支会、第 8 支会
// 中央にし	☎ 049-229-5332 ☎ 049-227-4026	川越市中原町 2-1-9 川越市子育て安心施設 4 階 担当地域：第 3 支会、第 9 支会 第 10 支会
// ひがし	☎ 049-235-7731 ☎ 049-293-8740	川越市並木新町 2-5 桜ビル 2 階 担当地域：芳野、古谷、南古谷
// ひがし分室	☎ 049-298-7807 ☎ 049-223-3603	川越市大字鴨田 3355-1 担当地域：芳野
// たかしな	☎ 049-291-6003 ☎ 049-291-6004	川越市砂新田 4-1-4 担当地域：高階
// みなみ	☎ 049-241-3676 ☎ 049-247-7101	川越市中台南 1-19-4 担当地域：第 11 支会、福原
// だいとう	☎ 049-249-7766 ☎ 049-249-7768	川越市南台 2-11-4 担当地域：大東
// かすみ	☎ 049-234-8181 ☎ 049-234-8182	川越市かすみ野 2-1-14 担当地域：霞ヶ関、川鶴
// にし	☎ 049-239-0003 ☎ 049-234-6132	川越市大字吉田 204-2 担当地域：霞ヶ関北、名細
// にし分室	☎ 049-299-6161 ☎ 049-299-6182	川越市霞ヶ関東 1-8-11 担当地域：霞ヶ関北

※その他、埼玉県が24時間365日受付・対応している「埼玉県虐待通報ダイヤル（#7171）」があります。